**５．要介護認定調査委託の実績報告及び請求書の取扱いについて**

**（１）令和５年３月分の調査委託料の請求について**

通常、委託料は調査を実施した月ごとに請求していただいていますが（例①②）、

３月に調査を依頼した分は、４月に調査しても、３月分としてご請求ください（例③④）。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 例 | 調査依頼日 | 調査日 | 請求月 | 請求日 |
|  | ４／２５ | ４／３０ | ４月分として | ５／１０ |
|  | ４／２５ | ５／１ | ５月分として | ６／１０ |
|  | ３／２５ | ３／３１ | ３月分として | ４／１０ |
|  | ３／２５ | ４／１ | **３月分として** | ４／１０ |

＊委託料の請求区分について

請求区分は、対象者の自宅等や 調査員が所属する法人とは別法人の施設等で行う調査は「訪問」、調査員が所属する法人の施設等で行う調査は「自施設」とします。調査場所までの距離や、対象者が利用しているサービスの形態を問わず、調査場所がどこであるかによって区別しています。

**（２）調査実績報告書と請求書の様式変更について　　・・・別紙６**

　令和５年３月分からの認定調査委託料の実績報告書と請求書の様式を新たに変更することとなりました。新様式はエクセル形式で、入力用シートに必要事項を記入することで、実績報告書と請求書ができあがる仕組みとなっており、入力ミスの減少に伴う事務負担の軽減となりますので、４月１０日までに提出いただく３月請求分より新様式にてご提出ください。様式は市ホームページにてダウンロードできます。

　なお、昨年度もお伝えしたとおり、必要事項を全て入力いただくことで、実績報告書と請求書の**押印は不要**ですので、ご確認をお願いいたします。

**６．認定調査委託に係る様式変更と記載上の留意点について**

**（１）認定調査票の特記事項の様式変更について　　・・・別紙７**

　令和５年４月より、認定調査票の特記事項の様式を新様式とします。新様式では、調査対象者コードの入力方法が変わり、左上に「３２」の数字が記入されていますので、**必ず**新様式にて提出いただきますようご協力をお願いいたします。様式は市ホームページにてダウンロードできます。

**（２）認定調査票の書き方ver.2023の配布について　　・・・別紙８**

　認定調査票及び特記事項の記載上の留意事項について、今年度新任調査員向けに資料をまとめたものを配布しますので、認定調査員の皆様におかれましては、必ずご一読の上、ご記載いただきますようお願いいたします。様式は市ホームページにてダウンロードできます。

**（参考）今年度よく確認された記載漏れや記入ミス（お願い）**

　・各サービスの利用回数について、「０３」回と書くべきところに「０」が未記入。

　・マークシートの〇が点線の〇の上に記載されていない。

　・マークシートの〇を黒く塗りつぶされていたり、斜線が引かれていた。

　・特記事項が両面印刷されていた。

・ホチキス留めされていた。

・特記事項の各項目の記載事項が１行を超える場合に、同行内で改行されていた。

**７．新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了について**

**・・・別紙９**

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについては、有効期間満了日が令和５年３月３１日までの被保険者に限り、適用できることとし、令和５年４月１日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常どおりの更新申請を実施していただきますようお願いいたします。

**８．認定調査における注意事項について**

認定調査日については、過去1週間のより頻回な状況で判断する必要があり、正しく調査をするために、心身の状態が安定しているときで１週間程度経過した後に調査することになります。なお、入院・退院直後、ショートステイの変更等、生活環境が変わった際には、速やかにご連絡をお願いします。

また、個別に相談が必要なケース（毎週末ショートステイ利用や小規模多機能での泊まりと在宅を不定期に変更する場合等）は、必ず認定担当までご相談下さいますようお願いいたします。

なお、委託の認定調査についても同様ですので、ご留意ください。

（例）３月１５日（水曜日）退院された場合、認定調査は３月２３日（木曜日）以降に実施することになります。（退院日を０日（起算日）とし、中1週間あける必要があります。）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 3/12（日） | 3/13（月） | 3/14（火） | 3/15（水） | 3/16（木） | 3/17（金） | 3/18（土） |
|  |  |  | 退院日  起算日（０日） |  | 調査不可 |  |
| 3/19（日） | 3/20（月） | 3/21（祝） | 3/22（水） | 3/23（木） | 3/24（金） | 3/25（土） |
|  |  | 調査不可 |  | 調査可能 | 調査可能 | 調査可能 |

　　※調査不可の期間中に再入院等居所の変更事由が発生した場合は、再度起算日（０日）として計算し直します。

**９．要介護認定申請の取下げについて　　・・・別紙１０**

認定申請後に、介護サービスを利用する予定がなくなるなど、認定申請が不要となった場合は、申請を取下げしていただくことになります。様式は市ホームページにてダウンロードできます。

**１０．被保険者証等及び認定結果通知の窓口受け取りの委任について**

**・・・別紙１１**

被保険者本人に代わって、同一世帯以外の親族や介護支援専門員、高齢者総合相談センター職員、または施設・医療機関などの職員が、介護保険被保険者証等及び要介護認定等結果通知書を受領する際に必要となる書類です。様式はホームページにてダウンロードできます。

【申請場所】

・長寿介護課窓口

【必要書類】

・委任状

・介護支援専門員証または職員証等代理人(事業者等)の従事者等であることが確認できるもの

【委任状の記載事項】

・委任する人、被保険者及び代理人の氏名、住所等必要事項を記入してください。

・委任する人の自署又は記名押印が必要です。

問い合わせ先

小松市役所　長寿介護課

認定担当　TEL：(0761)24-8147